

狂犬病予防注射のご案内

東久留米市では集合注射は実施していません。狂犬病予防注射はかかりつけ、もしくは最寄りの動物病院で接種をお願いいたします。



注射済票交付手続き

- ・生後91日以上の子には、年1回の狂犬病予防注射を忘れずに
(狂犬病予防法第5条)
- ・4月1日～6月30日の間に受けましょう
(狂犬病予防法施行規則第11条)
- ・予防注射接種後は「注射済票」の交付手続きが必要です
(狂犬病予防法施行規則第12条)

狂犬病予防注射済
令和6年度
東京都〇〇市
第〇〇〇号

◀注射済票のイメージ
(金属の骨型プレート、令和6年度は青色です)

- 手続き場所 健康課予防係（滝山4-3-14わくわく健康プラザ内）
- 持ち物 ①動物病院で発行された狂犬病予防注射済証（注射したことを証明する紙）
②狂犬病予防注射済票交付申請書（同封している黄色い用紙）
- 手数料 550円



※「動物病院一覧」に掲載の動物病院では、狂犬病予防注射と注射済票の交付手続きが同時にできます（健康課窓口の手続きが不要になります）

病気などで狂犬病予防注射が受けられない場合

動物病院で診断を受け、接種が困難な状態であることを証明する書類（診断書など）をご提出ください

- 手続き場所 健康課予防係（滝山4-3-14わくわく健康プラザ内）※郵送可
- 持ち物 ①「診断書」など接種が困難であることの証明（動物病院で発行）
②狂犬病予防注射済票交付申請書（同封している黄色い用紙）

以下の場合もお手続きをお願いします

手続き内容	鑑札登録の犬	マイクロチップ登録の犬
市内転居、氏名変更したとき	健康課窓口の他、電話でも手続きできます	環境省のデータベース [犬と猫のマイクロチップ情報登録] https://reg.mc.env.go.jp で手続きしてください
犬を譲り受けたとき	健康課窓口で手続きしてください 前の飼い主から受け取った「犬鑑札」をお持ちください	
鑑札を紛失したとき	健康課窓口で手続きしてください <再交付手数料1,600円>	
犬が死亡したとき	健康課窓口の他、電話、電子申請でも手続きできます  飼い犬の死亡届	 犬と猫のマイクロチップ情報登録
市外へ転出したとき	転出先の自治体で手続きをしてください 手続き方法などは、転出先の自治体にお問い合わせください ※東久留米市での手続きは必要ありません	

【問合せ先】東久留米市福祉保健部健康課 予防係

〒203-0033 東久留米市滝山4-3-14わくわく健康プラザ内

☎042-477-0030